

「碍」の字表記問題再考（6）

前号では「養老律令」における障害者の表記を繰々検証したが、「障碍」の記述は確認することができなかった。表記されていたのは、障害の程度を示す「残疾」「癱疾」「篤疾」や個々の障害を表す「一目盲」「兩耳聾」「手無二指」「癲狂」などの表記であった。

今回は、近代国家として歩みをスタートさせた明治時代の法律では障害者の表記をどのように表していたのかを見ることにしたい。

学制

約300年続いた江戸時代に終焉を告げ、新たな時代をスタートさせた明治政府が国家の目標に掲げたのが「富国強兵」と「殖産興業」である。その背景には欧米列強のわが国への進出に対する対応策であり、文明開化と称して「脱亜入欧」「和魂洋才」などを主眼とする思想のもとに積極的に国民に啓蒙し、国家の富強を図ったのである。

その一つが全国の教育を統轄し、国民への教育の普及を目的とした1872年（明治5）の「学制」の制定である。

学制はわが国最初の近代学校制度を定めた教育法令である。内容は109章から構成されている。「大中小学区ノ事」「学校ノ事」「教員ノ事」「生徒及試業ノ事」「海外留学生規則ノ事」「学費ノ事」など6項目を規定し、全国を学区に分けてそれぞれ大・中・小学校・小学校を設置しようとするものである。国民はみな身分・性別に関係なく、おしなべて学べることを目指したのである。

この学制は明治政府の教育の宣言ともいうべきものである。学問の意味を明らかにし、武士の時代からの学問観を否定するものであった。明治政府が打ち出した新たな時代に即応する人材育成の教育制度である。制度の体系としては小学校、中学校、大・中学校の三段階に分かれており、小学校は上等と下等とに分けて各4年間とし、計8年制のものとした。とりわけ、小学校は学校制度の基礎となる教育を施す機関であり、すべての者が入学しなければならない学校として位置づけられた。その学制のなかに次のような記述がある。

第二十九章 中学ハ小学ヲ経タル生徒ニ普通ノ学科ヲ教ル所ナリ分チ上下二等トス二等ノ外工業学校商業学校通弁学校農業学校諸民学校アリ此外廢人学校アルヘシ。

中学校は小学校を経た者に対して普通の学科を教える所で2等に分ける。中学校のほかに工業、商業、通弁、農業学校もあり。このほかには廢人学校もありと記されている。この廢人学校というのが今でいう特別支援学校のことである。この学制では障害児のことを廢人という言葉で表していたようである。学制の条文のなかでは、障害児に関する記述はこの部分のみである。

特殊教育

1878年（明治11）にわが国最初の盲学校、聾学校である京都盲啞院が設立されている。その背景となったのが、盲聾教育の先駆者といわれる山尾庸三が1871年（明治4）に「盲啞学校ヲ創立セラレンコトヲ乞フノ書」を太政官に提出したことによる。そして、翌年に制定された学制において、国民すべてが初等教育（小学校）で就学するものと定められたのである。それが、学制の第29章に記された「廢人学校アルヘシ」という文言である。ここにわが国最初の特殊教育に関する規定が明記されたのである。

盲聾教育に関する当時の考え方を知る文書が種々残されている。1866年（慶応2）に薩摩藩英仏留学生として派遣された森有礼は『航魯紀行』のなかで次のように述べている。

朝飯後聾啞院を見る。師匠分之一人ドマスという人迎に出て、院中の事、聾啞人教育の仕方を初め、諸部屋までも残りなく見聞ニ備ヘシ。一体此聾啞人教育の方といふものハ、実ニ丁寧なるものなり。皆手術也。たとへハ、エの字は大指を定め、ピの字は指を以てピの形をつくり、如期して式拾六文字を手指を以てつくり定めて、万事万物通せずという事無し。奇哉奇哉奇哉。此院生男女当時八拾人位と聞けり。初めわれ此等の件を日本ニおひて聞しかと、嘗て信せさりき。今現然之を覩て感驚殆と記シ難し。

ここでは聾啞人と表記し、その教育方法について見聞した事柄を記している。

また、1867年（慶応3）4月20日の『中外新聞』では「明治初年における盲・聾教育の提案」という題目の記事で当時の特殊教育の考え方を著している。

凡国富まざれば万民離散国力疲弊し、兵強からざれば賊徒蜂起敵国すさまを窺ふの患あるべし。先づ富国強兵を欲せば農には賦を薄くし武役を除き……盲目の者は西洋の如く傍人をして読書講釈を聞かしめ字石を木に凸刻し指頭にて摩擦して知らしむべし。聾者指頭を以て眼に更ふ可く、聾者口眼を以て事を脩む可く、聾者耳目を以て業を営む可、而して後工夫を凝らし多く便利なる新器械を造りだすべし。……兵卒は山伏、僧侶、博徒に軍学調煉を教へたらば討伐の助ともなるべし。新聞紙は諸州に其局を建てて、何に寄らず忌諱無く広く世に行はれん事を欲す。如何となれば四民共に万国の事勢を亮察し上下の情を通ずる是より善きは無し。是れ富国強兵要務の大略なり。

ここでは、盲目の者、聾者、聾者という表現である。この記事を書いた平井元次郎は富国強兵のもとになすべきことは「農工商の保護」「議会制度の創設・兵制の改革」、そして「盲・聾教育の必要性」を説いたのである。特殊教育に対するこうした考えのもとにわが国の盲聾教育がスタートすることになったのである。

小学校令

学制の制定後、教育法令は教育令、学校令と変遷していくが、1900年（明治33）の小学校令で次のように障害児の表記を用いている。

第五章 就学

第三十三条 学齡兒童癲癩白痴又ハ不具癱疾ノ為就学スルコト能ハスト認メタルトキハ市町村長ハ監督官庁ノ認可ヲ受ケ学齡兒童保護者ノ義務ヲ免除スルコトヲ得。

ここでは、癲癩（精神疾患）、白痴（重度の知的障害）、不具（身体障害）、癱疾（中度の身体障害）の言葉で個々の障害を表現している。癲癩、白痴、不具は現在では不適當用語とみなされ目にする事はない。

今回検証した明治時代の教育関係法令に関しても、それぞれ個別の障害を表す用語が使用されており、障碍の表記は確認できなかった。

[参考資料]

藤本文朗ほか『京都障害者歴史散歩』文理閣、1994年。
岡本稲丸『近代盲聾教育の成立と発展—古河太四郎の生涯から』日本放送出版協会、1997年。